

東日本大震災により被災されたポリテクカレッジ等入校試験応募者の 受験手数料の免除について

職業能力開発大学校等では、東日本大震災の被災者の経済的負担を軽減し、受験生の修学機会を確保するために、平成27年度入校試験（実施済みを含む。）において、下記のとおり受験手数料の免除を行います。

1 免除対象となる入校試験

(1) 職業能力開発総合大学校

- 総合課程の高度職業訓練の平成27年度入校試験
- 長期養成課程、職種転換課程及び高度養成課程の指導員養成訓練の平成27年度入校試験

(2) 職業能力開発大学校（附属職業能力開発短期大学校を含む。）及び職業能力開発短期大学校

- 専門課程及び応用課程の高度職業訓練の平成27年度入校試験
- 日本版デュアルシステム（専門課程活用型）の平成27年度入校試験

2 免除対象者

免除対象となる入校試験の応募者で、平成23年3月11日時点において、災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住していた応募者又は被災地域内の独立生計者であった応募者であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方
- (2) 主たる学資負担者が震災により死亡又は行方不明の方
- (3) 居住地が福島第一原発事故による避難区域に指定された方

3 申請方法

○これから出願される方

下記の申請書類を出願書類に添付し、出願される校あてに郵送又は持参にて申請してください。この申請を行う場合は、出願時に受験手数料を振り込まないでください。

○出願済みの方

既に納付した受験手数料の返還を希望される場合は、下記の申請書類を出願した校あてに郵送又は持参にて申請してください。【申請期限：平成26年9月30日（火）まで】

【申請書類】

- ①「受験手数料免除申請書」
- ②「罹災証明書等の写」（上記2の（1）に該当する方）
- ③「死亡又は行方不明を証明する書類の写」（上記2の（2）に該当する方）
- ④「被災証明書の写」（上記2の（3）に該当する方）
- ⑤「免除承認における返還金振込承諾・振込先届」（出願済みの方のみ）

4 免除の承認

申請書類等を審査の上、免除の承認又は不承認を決定します。

詳細な申請方法等につきましては、事前に出願される又は出願した校あてにお問い合わせ

合わせください。

(お問い合わせ先)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

公共職業訓練部大学校課

電話 043-213-7297、7298